

会計検査院報告書について

1. 国会報告書「年金記録問題に関する日本年金機構等との取組に関する検査の結果について」

報告書の所見	所見に対する考え方（厚生労働省・日本年金機構）
第3 検査の結果に対する所見 (1) 年金記録問題に関する事業の実施状況 厚生労働省等はこれまでに各種便の送付等の取組を実施してきた。これらの取組においては、各種便の未送達の方に対して再送付したり、業務の効率化に向けた対応を執ったりなどして、各種取組の効果がより発現するよう努力をしていた。 引き続き、これまでの年金記録問題に対応するための各種取組の実施状況を踏まえた上で、厚生労働省と機構が連携するなどして次の事項を実施することにより、年金記録問題の解決に取り組む必要がある。 ア 厚生労働省において (ア) 現在も約2083万件の解明作業中等の年金記録等があり、これらの中には年金記録が回復する可能性がある記録等が含まれている。こうしたことなどを踏まえ、効果的な取組について検討した上で、引き続きその解明に当たること (イ) 年金記録の解明に当たっては裁定時主義の考え方ではなく、解明に向けた働きかけを積極的に行うことが重要であるという認識を持つとともに、機構に対して、これを徹底させること	(厚生労働省) 残された未解明記録約2,100万件の解明にあたっては、引き続き国民の皆様へ「ねんきん定期便」などで記録確認の呼びかけを行っていくことはもとより、更に解明を進めて行くため、記録統合の可能性の高い年金受給者に対して個別アプローチを行うなどの積極的な対応策を平成27年度概算要求に計上したところであり、今後とも、一人でも多くの記録が回復するよう機構を指導してまいりたい。

(ウ) 必要に応じて関係機関等と協議するなどして、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権の取扱いに係る問題の検討を進め、請求権の行使等ができていない状況の改善を図ること

(エ) 年金事業改善法の施行により年金記録訂正手続の仕組みが創設が予定されているが、その経緯等を踏まえて、年金記録の正確性確保に資するために必要な体制整備等を着実にすること

イ 機構において、

(ア) 「ねんきん定期便」等により、被保険者等の本人に年金記録を確認してもらい、記録の漏れや誤りを申し出てもらうことは、年金記録問題の解決のための有効な手段の一つであることから、これを引き続き実施するとともに、これまでに発送した各種便の未回答者に対しては、「ねんきん定期便」においてその回答を促すなどの方策を検討すること。

(厚生労働省)

請求権の内容や消滅時効の取扱いなどの法的整理や実務上の課題など、業務の実施にあたり解決すべき点が多数存在するため、現在、当省において慎重にその整理、検討を進めているところであり、適切に対応してまいりたい。

(厚生労働省)

厚生労働省における年金記録訂正手続の仕組みの創設にあたっては、総務省の年金記録確認第三者委員会と比較して審査が滞るといったような国民に不利益が及ぶことがない体制を構築するために必要な経費等を平成 27 年度概算要求に計上したところであり、体制整備等を着実にやってまいりたい。

(日本年金機構)

年金記録問題の対応については、機構設立当初から平成 25 年度までの第 1 期中期計画期間において、最優先課題として取り組み、ねんきん特別便など各種のお知らせ便により、お客様にご自身の年金記録をお送りして、「もれ」や「誤り」がないかどうか確認をお願いする取組や、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せにより、記録の誤りを正していく取組等を進めてきたところである。

しかし、未だ基礎年金番号に統合されていない記録が 2 千万件以上残っており、これらの記録を一つでも多く統合していくための取組を今後とも継続的に進めることが肝要と考えている。

このような観点から、会計検査院のご指摘のとおり、年金記録を被保険者等に確認してもらうため「ねんきん定期便」をお送りしたり、

(イ) 紙台帳検索システムの構築により紙台帳等の電子画像を各年金事務所等で瞬時に確認することができるようになっている。これが年金記録の確認において有効に機能するよう、その統一的調査手順の更なる浸透、定着に努めること

(ウ) 未統合記録の解明に当たっては、年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、責任と自覚を十分にもって引き続きその解明に当たること。その際、未統合記録で「解明された記録」の中には遺族からの申出により年金記録が回復する可能性がある記録が含まれていことなどを踏まえて、国民に対する十分な働きかけを行うこと

「ねんきんネット」によりいつでもご自身の年金記録を確認できることは、年金記録問題の解決のために重要であると考えており、引き続きこれらの取組を実施してまいりたい。

また、これまでに発送した名寄せ特別便に未回答であり記録統合の可能性が比較的高い加入者の方に対して、「ねんきん定期便」においてその回答を促すこととしている。

(日本年金機構)

紙台帳検索システムは、年金記録に「もれ」や「誤り」があると申出のある方の記録確認に有効であることから、「年金請求時等における記録の確認手順」においても、必ず紙台帳検索システムにより記録を確認するよう指示しているところである。

今後も年金記録の確認において有効に機能するよう、年金相談に従事する者への研修等を通じて当該確認手順の更なる浸透と定着に努めてまいりたい。

(日本年金機構)

これまでも「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施などにより年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけなどを行ってきたところである。

今後においても、未統合記録の解明にあたっては、「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等により、年金記録の「もれ」や「誤り」の確認及び「ねんきんネット」の加入・利用について、働きかけを行ってまいりたい。

また、その際には、「解明された記録」の中に遺族からの申出によ

り年金記録が回復する記録が含まれている可能性があることなどを踏まえ十分に国民に働きかけを行ってまいりたい。

(日本年金機構)

年金時効特例法等の実施において、業務処理の不統一が問題となったことにも鑑み、事務処理基準の明確化のため、時効特例法・遅延特別加算金法による給付の具体的な事例を「時効特例法・遅延特別加算金法に関する事務処理基準」にまとめ、平成 25 年 10 月 18 日に指示・依頼として発出し、支払部時効特例グループや年金事務所等、関係部署に対して、周知・徹底を行ったところである。その後、事例の追加を行い、平成 26 年 2 月 26 日、上記の事務処理基準を改訂したところであり、今後も必要があれば事例を追加し、改訂を行ってまいりたい。

さらに、支払部時効特例グループにおいて判断困難な事象が発生した場合には、上長へ報告の上、疑義照会(回答)票で照会を行うルールを徹底し、給付企画部を通じ年金局へ照会し、疑義解釈と運用の整理を進めることによって、周知等の取組を行うこととしているところである。また、年金事務所等において疑義が発生した場合は、時効特例ヘルプデスクを窓口とし、具体的な事務処理等を確認しているところである。

(日本年金機構)

3号不整合問題への対応には、共済組合等の協力が不可欠であると認識している。

(エ) 年金時効特例法等の特例的救済施策の実施においては、実施部署間での業務処理の不統一・不公平が生じることなどがないよう、再発防止の取組を行うなどして適切な事務処理を行うこと

(オ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するためには、共済組合等の協力を得て、共済組合等から必要な情報

の提供を受けることが重要であること、また、年金健全化法により国民年金法が改正されたことなどを踏まえ、各共済組合等との協議をより一層推進して、できるだけ早期に必要な情報の提供を受けるとともに当該情報を活用して第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するための取組を行うこと

- (カ) 年金相談業務において、その中核部分については正規職員等による対応を強化したり、電話相談業務においてコール数に応じて設置席数を増加させたりして、その効率化に向けた取組を行っているものの、十分な対応ができていない事態が見受けられている。このため、その改善に向けた取組を着実に進めていくこと

今年度当初から各共済組合に対しては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「年金健全化法」という。)に基づき特例追納が開始される平成27年4月までに、国民年金法第108条等の規定に基づき必要な情報の提供が得られるよう協議を行っており、引き続き協議してまいりたい。

また、健康保険組合に対しては、平成25年6月から、年金健全化法による国民年金法の改正により平成26年12月以降、第3号被保険者であった者は第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことを日本年金機構に届け出なければならないこととなり、このためのシステム改修を各健康保険組合が行っていることなどを踏まえて、同月までに、必要な情報の提供が得られるよう協議を行っており、今後、引き続き協議してまいりたい。

そして、各共済組合及び健康保険組合からできるだけ早期に必要な情報の提供を受け、その情報を活用して、第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するための取組を行ってまいりたい。

(日本年金機構)

当機構の年金事務所における年金相談窓口運営体制について、「年金相談体制の確立に向けた基本方針」に基づき、年金相談の中核部分を正規職員等で対応する体制整備を進め、十分な対応ができていないところについては、その改善に向けた取組を進めてまいりたい。

あわせて、年金相談業務が円滑に実施できるよう、相談窓口の体

(キ) 「ねんきんネット」は、被保険者等が自らの年金記録等をいつでも閲覧できるものであり、年金記録の正確性と年金業務の効率化等に資するものであることから、情報の正確性を確保しつつ、広報活動や利用者の意向を踏まえた改修を行うなどして、より一層の活用とそれによる年金業務の効率化を計画的に推進するよう努めること (ク) 年金記録問題への対応のために必要となる契約の締結に当たっては、中期計画等に沿って、業務運営の効率化のため、契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減を図ることを徹底すること (ケ) 集中処理期間の終了に伴う体制の変更後も年金記録問題に係る被保険者等への対応に支障が生じないよう、機動的な組織体制の構築に努めること	制整備やレベル向上のための研修の充実等に努めてまいりたい。 また、委託事業者についても委託事業者の仕様書にサービスレベルアグリーメントを盛り込み管理しているところであるが、引続き適正な管理に努めてまいりたい。 (日本年金機構) 第二期中期計画に基づき、「ねんきんネット」を活用したお客様の利便性の向上と業務効率化、また、公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため「ねんきんネット」を活用したわかりやすい情報提供について推進しているところである。 今後とも、情報の正確性を確保しつつ、「ねんきん月間」や「年金の日」等をはじめとして、広報活動に取り組むとともに利用者の意向を踏まえた改修を行うなどして、「ねんきんネット」のより一層の活用とそれによる年金業務の効率化を計画的に推進するよう努めてまいりたい。 (日本年金機構) 年金記録問題への対応を含めた機構が行う契約の締結に当たっては、引き続き契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減に努めてまいりたい。 (日本年金機構) 組織再編後においても、被保険者等への対応については、引き続き年金事務所、事務センター等において、年金記録の照会対応等に万全を期すとともに、機動的な組織体制の構築に努めてまいりたい。
---	--

(2) 年金記録問題への取組による効果の発現状況

厚生労働省等の各種取組により、未統合記録約 5095 万件のうち、約 1771 万件が基礎年金番号に統合されるなど、年金記録問題の解決に一定の効果があつたと認められる。

引き続き、厚生労働省及び機構において、年金記録問題への取組が国民の信頼の回復を図る上で重要なものであること、その財源が租税収入等であることを踏まえた上で、1 件当たりの年金回復額が減少傾向にあることなどを考慮し、効率的かつ効果的な取組の実施により、より一層の効果の発現に努めること

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられるため、これを早期に把握して改善を図るとともに、その拡大と再発を防止するための内部統制システムが有効に機能することが重要である。

機構において、内部統制システムを構築するなどしているが、事務処理誤りが継続して発生するなどして、年金記録問題の再発防止に向けた更なる体制整備等を必要とする事態が見受けられている。

こうしたことを踏まえ、次の事項を実施することにより、年金記録問題の再発を防止する必要がある。

(厚生労働省)

今後の年金記録問題への対応にかかる取組の実施に際しては、「年金の日」を新設して国民への年金記録確認の働きかけを強化したり、記録統合の可能性が高いと考えられる方に対して個別アプローチを行ったりするなど、効率的、効果的な取組の実施に努めてまいりたい。

(日本年金機構)

今後の年金記録問題への対応にかかる取組の実施に際しては、効率的、効果的に行うよう、引き続き努めてまいりたい。

ア 機構において、内部統制システム等の仕組みが有効に機能するための取組を推進することにより、より一層、適正でない事態等を早期に把握し、情報を適切に共有し、リスクを適切に分析し評価等するなどして、事態の是正だけでなく、その拡大と再発の防止に努めること

イ 厚生労働省及び機構において、制度改革に当たり、年金制度の企画立案部門である年金局とその実施部門である機構との連絡調整等を十分行い、また、他の関係機関との連携をより一層推進するなどして年金記録問題の再発防止に努めること

(日本年金機構)

日本年金機構は、年金記録問題や不適切な事務処理等の再発を防止するために、これまでも内部統制システム等の仕組みを構築し、一定の効果を上げてきたものの、十分とはいえないと考えている。

今後は、各業務における適正でない事態等を早期に把握し、リスク管理担当部署等が主となって、各業務の主管担当部署相互に情報を共有し、リスクを適切に分析し評価等するなどして、問題解決に向け連携して取組み、事態の是正及びその拡大と再発の防止への対応を行うとともに、監査担当部署にてモニタリングを行い、その結果を早期に主管担当部へ展開する等、継続的に内部統制システム等が有効かつ効果的に機能し、PDCAサイクルを実現するための取組を加速してまいりたい。

(厚生労働省)

本年4月に年金事業運営推進室を設置して年金局と機構の連携を強化しているところであり、今後、公的年金制度の改正や年金事業の運営に当たっては、年金局と機構の連絡調整や連携強化を一層図るとともに、関係省庁や関係機関との連携をより推進して、年金記録問題の再発防止に努めてまいりたい。

(日本年金機構)

年金に係る各種の制度改革に当たっては、制度の企画立案部門である年金局と、事業実施部門である日本年金機構との綿密な連絡調整が、検討段階から必要不可欠と認識しており、今後の制度改革等にあたっても十分な連絡調整等を行ってまいりたい。

	また、制度改正後において年金制度事業の円滑な実施のため、年金局や他の関係機関等とも綿密に連携を図り、事務処理等の構築を図ることとしており、年金記録問題の再発防止に努めてまいりたい。
--	---

2. 是正改善の処置要求

(1)「厚生年金特例法の運用について」

是正改善の処置要求の内容	処置要求に対する考え方（厚生労働省・日本年金機構）
機構において、年金事務所が厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って行っておらず、その結果、特例納付保険料の納付を適切に行わせることができていないなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかったものについて、マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、今後、厚生労働省及び機構において、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう次のとおり是正改善の処置を求める。 ア 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所管内で的確に把握して、その状況を機構本部に報告するようマニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること。	（日本年金機構） 指摘の趣旨を踏まえ、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所が的確に把握して、その状況を日本年金機構本部に報告するようマニュアル等の改正等を行い、年金事務所が納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うよう周知徹底するなど所要の措置を講じてまいる所存である。

イ 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

(厚生労働省)

本件については、指摘の趣旨を踏まえ、日本年金機構に対して、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に実施させるとともに、同機構における確認結果を年2回報告させて必要な指導監督を行うなど所要の措置を講じてまいる所存である。

（２）「国民年金の第３号被保険者の年金記録不整合問題への対応について」

是正改善の処置要求の内容	処置要求に対する考え方（厚生労働省・日本年金機構）
機構において、不整合期間を有する者について速やかに種別変更の処理を行う必要があるのに、現住所から転出した者について引継漏れ等により出先年金事務所が種別変更の処理を行っていない事態は適切ではなく、是正改善を要があると認められる。 機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を明示し、各年金事務所にこれを周知徹底するよう、また、厚生労働省において、種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うよう是正改善の処置を求める。	（日本年金機構） 指摘の趣旨を踏まえ、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務処理要領等において明示するとともに、年金事務所に対し種別変更の処理を事務処理要領等に従って適切に行うことを周知徹底するなど所要の措置を講じてまいる所存である。 （厚生労働省） 本件については、指摘の趣旨を踏まえ、日本年金機構に対して、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務処理要領等において明示させるとともに、同機構における確認結果を四半期毎に報告させて必要な指導を行うなど所要の措置を講じてまいる所存である。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (平成十九年法律第百三十一号)(抄)

(特例納付保険料の納付等)

- 第二条** 厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。
- 2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の場合において、対象事業主(法人である対象事業主に限る。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができる。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
- 5 厚生労働大臣は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。)には、対象事業主又は第三項の役員であった者に対して、厚生労働大臣が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

9 国は、毎年度、厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項 の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であって次条（同条第一号 ロ又は第二号 ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一 次条の規定による公表を行った後において厚生労働大臣が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。）

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、前条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条 の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項 若しくは第二項 の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項 の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

厚生年金特例法における事務の流れ

